

平成19年9月27日

西日本工業大学における研究活動に係る行動規範

本学は、今までに不正行為等、一度もなく、適正な研究活動を行ってきた。

しかしながら、昨今の研究上の不正行為・不正使用が研究機関で生じ、研究者及び研究機関の社会的信用を失墜させている。

このような状況で、更なる研究活動の発展の為、以下の行動規範を定めるものである。

本学教職員等は、以下の行動規範を遵守し、公正かつ適正な研究の遂行に努めなければならない。

- 1 本学教職員は、公的研究費が、国の税金で賄われていることをよく踏まえ、研究費使用にあたり、法令・通知及び本学規則・使用ルールを遵守しなければならない。
- 2 研究者は、研究活動又はその成果の発表の過程において、ねつ造・改ざん・盗用等の不正行為を行ってはならない。
また、研究データ・資料などは適切に管理・保存し、研究成果の信頼性を確保することにより、不正行為の発生を防ぐ努力をしなければならない。
- 3 本学教職員は、公的研究費の使用ルールを遵守し、不正使用を疑われるような行動を行ってはならない。
特に、昨今の研究上の不正使用の例として、実体を伴わない講師料・給与の支払い、架空の取引による業者への預け金、実体の伴わない旅費の支払い等を疑われないようにしなければならない。
- 4 研究者は、研究活動の過程で知り得た個人情報保護に努めなければならない。
- 5 本学教職員は、不正行為・不正使用があった場合はその是正に努めなければならない。
また、不正行為・不正使用があったことを知った時には、それを放置せず、適切な処理を行わなければならない。